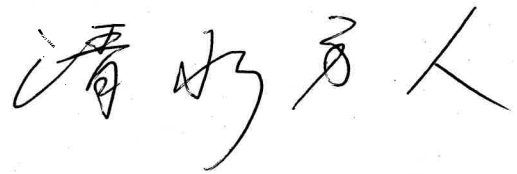


さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する
利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年 8 月**29** 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters, likely reading '清水 秀人' (Shimizu Hidenori).

さいたま市規則第 1 0 0 号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額
を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定
める条例施行規則（平成 2 7 年さいたま市規則第 7 0 号）の一部を次のように改正す
る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 2（第 2 条関係） [略] 備考 1～6 [略] <u>7 この表及び前 2 項の規定にかかわらず、子 ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令 第 2 1 3 号。以下「政令」という。）第 1 4 条に規定する特定被監護者等（以下「特定被 監護者等」という。）が同一世帯に 2 人以上 いる場合であつて、特定被監護者等のうち、 第 1 年長子どもが認可外保育施設（児童福祉 法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、同 法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項まで又は同 法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とす るものであつて、法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の 規定による確認を受けたものをいう。）に在 籍している場合の第 2 年長子どもの利用者負 担額は、この表により算定された利用者負担 額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</u>	別表第 2（第 2 条関係） [略] 備考 1～6 [略] <u>7 この表及び前 2 項の規定にかかわらず、子 ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令 第 2 1 3 号。以下「政令」という。）第 1 3 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども（ 以下「負担額算定基準子ども」という。）が 同一世帯に 2 人以上いる場合の次の各号に掲 げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号 に定める額とする。</u>

(1)・(2) [略] <u>9</u> この表及び前4項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) [略] <u>10</u> [略] <u>11</u> 第5項から第9項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項から第9項までの規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。 <u>12</u> [略]	(1)・(2) [略] <u>8</u> この表及び前3項の規定にかかわらず、<u>政令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）</u>が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) [略] <u>9</u> [略] <u>10</u> 第5項から第8項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項から第8項までの規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。 <u>11</u> [略]
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。